

平成28年7月29日

各 位

会社名 株式会社スターフライヤー
代表者名 代表取締役社長執行役員 松石 禎己
(コード番号：9206 東証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員 柴田 隆
(TEL 093-555-4500)

「コーポレートガバナンス方針」の改定について

当社は、本日開催の取締役会において「コーポレートガバナンス方針」(以下、本方針という)を、下記のとおり改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

改定の内容 ※追加・変更部分に下線を付しております。

(1)「8. 取締役会の実効性」の改定

【改定前】

取締役会の実効性確保のために、当社は年に一度全役員に対して取締役会での議案の内容および情報提供の状況等に関するアンケートを実施し、その意見を集約するとともに評価結果の概要を開示することとしております。

【改定後】

取締役会の実効性確保のために、当社は年に一度全役員に対して取締役会での議案の内容および情報提供の状況等に関するアンケートを実施し、その意見を集約するとともに評価結果の概要を開示してあります。

(2) 「10. 取締役会の指名及び報酬」の改定

【改定前】

経営陣幹部の選任と取締役・監査役の候補指名を行う際には、代表取締役社長が取締役会において個々の候補者の経歴等についての説明を行っております。なお、取締役および監査役の選任については、株主総会招集ご通知参考書類において、取締役会が決定した取締役および監査役の候補者それぞれについて、候補者とする理由を記載して参ります。

【改定後】

経営陣幹部の選任と取締役・監査役の候補指名を行う際には、代表取締役社長が取締役会において個々の候補者の経歴等についての説明を行っております。なお、取締役および監査役の選任については、株主総会招集ご通知参考書類において、取締役会が決定した取締役および監査役の候補者それぞれについて、候補者とする理由を記載しております。

(3) 「12. 会計監査人」の改定

【改定前】

当社監査役会は、「会計監査人の解任または不再任方針<定時株主総会招集ご通知（事業報告）に掲載>」に照らし、会計監査人の解任・不再任について審議を行い、その必要があると判断した場合には株主総会への上程議案の内容を決定いたします。

当社監査役会は、日本監査役協会が公表を予定する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考として、会計監査人に対する評価基準を策定いたします。

【改定後】

当社監査役会は、会計監査人の選定・評価の基準として平成28年3月に「会計監査人の職務の執行状況の確認項目」を設定しました。

これに基づいて会計監査人の職務執行状況を確認し、その結果を「会計監査人の解任または不再任の決定の方針<定時株主総会招集ご通知添付書類（事業報告）に掲載>」に照らし、会計監査人の解任、不再任について審議を行い、その必要があると判断した場合には株主総会への上程議案の内容を決定することにしてあります。

上記のほか、役職名変更に伴う修正を反映しております。

本方針は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.starflyer.jp/corporate/governance.html>

HOME>企業・IR情報>企業情報>コーポレートガバナンス

以上